



事務連絡
平成 24 年 3 月 5 日

熊本市内保険調剤薬局 各位

社会保険診療報酬支払基金熊本支部

熊本市の政令指定都市移行に伴う保険医療機関等の
所在地の変更に係る取扱いについて（ご連絡）

平素は、支払基金業務の運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、熊本市については、平成 23 年 10 月 21 日付け政令第 323 号「地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令」により、平成 24 年 4 月 1 日から指定都市に指定されることとなりました。

つきましては、政令指定都市移行に伴います保険医療機関等の所在地の変更について九州厚生局熊本事務所と協議のうえ、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

1 保険医療機関等の所在地の変更について

支払基金が保有する平成 24 年 3 月 31 日に現存する保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション及び特定健診・特定保健指導機関の所在地情報につきましては、九州厚生局熊本事務所からの通知に基づき「区」を追加のうえ、支払基金において一括変更いたします。

なお、今般の所在地の変更に関する支払基金への届出は、必要ございません。

2 診療報酬請求書及び診療報酬明細書（レセプト）等の「保険医療機関の所在地及び名称」欄の変更（取り繕い）について

(7) 平成 24 年 3 月診療分（平成 24 年 4 月提出分）までは、旧住所でお願いします。

(8) 平成 24 年 4 月診療分（平成 24 年 5 月提出分）以降は、新住所でお願いします。